

## 防府市地方就職学生支援金交付要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学・大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了した学生の本市への移住を伴う県内就職を支援するため、予算の範囲内で交付する防府市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請時において、第1号及び第2号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(a) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部があり、東京圏内のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除くキャンパスに在学（原則4年以上、大学院については原則2年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、県内企業の選考面接に係る交通費（以下「交通費」という。）については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。

(b) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

## イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 本市に移住したこと。ただし、交通費については、県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- (b) 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、交通費については、県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- (c) 本市に、支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に(2)アの要件を満たす企業等に就職し、転入日(住民票を移さず転出していた者については就業開始日)から1年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

## ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - (b) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
  - (c) 防府市税を滞納していないこと。
  - (d) 第3条の補助対象経費に対し、他の補助金等を受けていないこと。
  - (e) その他市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

## ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 勤務地が県内に所在する企業等に、(1)アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、交

通費については、県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

- (b) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (c) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (d) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

#### イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 原則、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。  
ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、原則、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (b) 山口県内での勤務を基本とする採用であること。
- (c) 在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

#### (補助対象経費)

第 3 条 採用選考活動（面接または試験）に要した往復交通費及び県内企業への就職に係る本市への移転費を対象とする。ただし、正式な内定日は卒業・修了年度の 10 月 1 日以降であるものとする。

#### (支援金の額等)

第 4 条 支援金の額は、交通費として 2 万円、県内企業への就職に係る県内への移転費（以下「移転費」という。）として 11 万円とする。ただし、交通費については、山口県内の企業が山口県以外で実施した選考面接に参加した場合にあっては、その参加に係る交通費の実費の 2 分の 1 にあたる額と、2 万円のいずれか低い額とし、移転費については、第 6 条の移転費の領収書の額が 11 万円に満たない場合は、当該領収書の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

#### (交付回数)

第5条 支援金の交付回数は、交通費、移転費それぞれ1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、防府市地方就職学生支援金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
- (2) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）  
(ただし、在学中に交通費を申請する場合は在学証明書)
- (3) 交通費、移転費の領収書
- (4) 就職先企業による証明書（第2号様式）
- (5) 山口県内を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料
- (6) 移住元の住所を確認できる資料
- (7) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (8) 前7号に掲げるもののほか、第2条に規定する対象者要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるもの

(支援金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を防府市地方就職学生支援金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは、防府市地方就職学生支援金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に

該当する場合は、支援金の交付決定を取り消し、防府市地方就職学生支援金返還請求書（第5号様式）により、期限を定めてその全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

ア 虚偽の申請等が明らかとなった場合

イ （在学中に交通費を申請する場合）支援金の申請日から1年以内に要件を満たす内定企業への就業を行わなかった場合

ウ （在学中に交通費を申請する場合）支援金の申請時において既に本市の住民票がある場合を除き、支援金の申請日から1年以内に本市へ転入しなかった場合

エ 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

（ただし、退職日から3か月以内に第2条第2号の要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く。）

オ 転入日から1年以内に、本市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、申請日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内に本市から転出した場合

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日以前に支援金の支給を受けた者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。